

用語の説明

環境基準（かんきょうきじゅん）

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことで、環境基本法第 16 条により、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について政府が定めたものです。

この基準は、環境行政を進めるうえでの「目標値」であり、基準を超過したからといって直ちに被害が出るものではありません。

水質汚濁に係る環境基準は「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」に分かれています。

厚木市内を流れる河川に適用される基準は次のとおりです。

表 1．厚木市内を流れる河川に適用される環境基準

人の健康の保護に関する環境基準	生活環境の保全に関する環境基準
全ての河川に適用されます。	国（環境庁・環境省）及び神奈川県が水域類型を指定した河川のみ適用されます。

※基準値は環境省ホームページを御確認ください。

<http://www.env.go.jp/kijun/mizu.html>

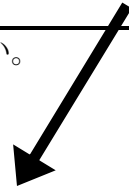


表 1 補足．水域類型の指定状況（厚木市内を流れる河川）

対象水域	項目	水域類型	指定年月日	指定機関
相模川の本川	一般 ^{※1}	A	S45.9.1	国
	水生生物保全 ^{※2}	生物B	H21.11.30	国
中津川の本川及び支川	一般 ^{※1}	A	H17.3.11	神奈川県
	水生生物保全 ^{※2}	生物A	H30.6.29	神奈川県
小鮎川の本川及び支川	一般 ^{※1}	A	H30.6.29	神奈川県
	水生生物保全 ^{※2}	生物B	H30.6.29	神奈川県
玉川の本川及び支川	一般 ^{※1}	A	H30.6.29	神奈川県
	水生生物保全 ^{※2}	生物B	H30.6.29	神奈川県
金目川の支川	一般 ^{※1}	C	S47.3.17	神奈川県
	水生生物保全 ^{※2}	生物B	H30.6.29	神奈川県

※1 水素イオン濃度(pH), 生物化学的酸素要求量(BOD), 浮遊物質(SS), 溶存酸素量(DO), 大腸菌群数

※2 全亜鉛, ノニルフェノール, 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)

pH (ピーエイチ／水素イオン濃度)

水の酸性・アルカリ性の度合いを示すもので、pH7で中性、これよりも数値が低いと酸性、高いとアルカリ性を示します。

BOD (ビーオーディー／生物化学的酸素要求量／Biochemical Oxygen Demand)

有機物による水の汚れを示すものです。微生物が水中の有機物を酸化・分解して、これを浄化するときに消費される酸素の量を表します。この数値が高いほど、水中の汚染物質の量が多いことになります。

COD (シーオーディー／化学的酸素要求量／Chemical Oxygen Demand)

水の汚れを示すものです。水中の有機物や無機物を酸化剤(薬品)で化学的に酸化するときに消費される酸素の量を表します。この数値が高いほど、水中の汚染物質の量が多いことになります。

SS (エスエス／浮遊物質量／Suspended Solids)

水中に浮遊している、不溶性の微細な物質のことです。浮遊物質には、有機性のものと無機性のものがあり、有機性のものはヘドロの原因になります。この数値が高いほど、水が汚れていることを表します。

DO (ディーオー／溶存酸素量／Dissolved Oxygen)

水中に溶け込んでいる酸素の量のことです。水中では、汚染度が高くなると消費される酸素の量が増えるので、溶存する酸素は少なくなります。